

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画の確認申請書

平成〇年〇月〇日

経済産業大臣 名 殿

産業競争力強化法第2条第13項・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第2号の規定に基づき、下記の計画について確認を受けたいので申請します。

記

1 事業者の名称等

事業者及び代表者名	印
所在地	
事業内容	
中小企業者等*に該当するか否か	○又は×

※中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指します。(直近の確定決算時点でご判断ください。)

(1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

(3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(4) 農業協同組合等

2 生産性向上設備等の導入の目的

計画の概要について要約的に記載する。①まず、申請事業者を取り巻く経営環境についての概況を記載し、②その後、今般の計画において生産性向上設備等を導入する目的及び必要性を記載。なお、目的については、産業競争力強化法第2条第13項に規定す

る「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであって、事業の生産性の向上に特に資する」ことに合致したものである必要がある。

3 生産性向上設備等の導入を行う場所の住所

設備を導入する建物（工場、店舗等）の所在地を記載する。

4 生産性向上設備等が事業者の事業の改善に資することの説明

生産性向上設備等が、どのように事業を改善するかという内容を記載。（例えば、工場の生産ラインの一部を取り替えることによる生産量の増加や原価の低減、ソフトウェアの導入による販管費の削減の内容等を説明。）

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	設備の名称	型番	数量	単価 (円)	金額 (円)	用途	取得等年 月日	設置場所
1								
2								
3								
4								
5								
計								

※本欄には、産業競争力強化法第2条第13項に規定する「生産性向上設備等」を記載する。

6 基準への適合状況

別紙

提出資料

- (1) 定款又は登記簿謄本の写し
- (2) 事業報告書の写し
- (3) 貸借対照表（過去3年分）、損益計算書（過去3年分）
- (4) 申請者が上記の中小企業者等に該当する場合は、その根拠となる資料（例えば、直近の確定決算に係る税務申告における明細書等の写し）
- (5) 対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。例えば、導入しようとする設備が建物、建物附属設備、構築物、機械・装置、器具・備品の場合においてはその設置場所（工場や店舗のレイアウト図等で、設備導入前と導入後の変化を確認できるもの）、ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。
- (6) 本申請書の根拠となる資料。代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された当該申請書に係る設備投資計画又はそれに代わるもの（※）、導入する設備の見積り書、設備導入により同様の商品やサービスを生産する場合の過去の同様の商品・サービスの過去の実績（1単位当たり売上、製造・販売原価等）、売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料等。
- (7) 公認会計士又は税理士による確認書

※根拠資料となる投資計画又はそれに代わるものについて

原則として、投資目的、投資内容、投資金額、投資効果（売上見込、損益計算等）、回収期間等が記載された、社内で適正な手続に則り決定された資料（稟議書、決裁書面、取締役会議事録、金融機関等提出資料等）